令和７年度
堺市電気自動車等導入支援事業補助金
申請の手引き

令和７年６月　作成

■申請書提出先（問い合わせ先）■
〒590-0078　堺市堺区南瓦町３番１号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課
TEL：072-228-7548
FAX：072-228-7063
受付時間：平日９：00～12：00、12：45～17：00

１．　事業の目的

環境性能に特に優れた自動車（ゼロエミッション車）を導入した場合及び電気自動車等の充電設備を導入した場合において、導入に要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

２．　事業内容

(1) 補助金名

令和７年度　堺市電気自動車等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

2,800 万円

（堺市スマートハウス化支援事業補助金・堺市ＺＥＨ支援事業補助金を含めた事業予算額）

(3) 補助対象機器

表１　補助対象機器

補助対象機器	要件
電気自動車・ 燃料電池自動車 （新車のみ）	次の要件を全て満たすものであること。 １　一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、原動機付自転車及び二輪自動車以外のものであること。 （プラグインハイブリッド自動車は電気自動車に含みません。） ２　自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること。 （堺ナンバーであること。） ３　自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。 ４　新車として導入し、自動車検査証の初度登録年月が令和７年２月から令和８年１月までの間であること（中古輸入車の初度登録を除きます。）。 ５　リース契約等によるときは、次の要件についても全て満たしていること。 (1) リース契約等の期間が４年以上であること。 (2) リース料金（税抜き額）等から補助金相当分が還元されること。
充電設備 （既設の集合住宅のみ）	次の要件を全て満たすものであること。 １　一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、マンション等への充電設備設置事業としての補助金の対象であること。 ２　市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場への導入であること。 （既存のマンション管理組合による分譲集合住宅の建替えの場合を含む。） ３　未使用品の導入であること。 ４　導入に係る支払の領収日が令和７年２月１日から令和８年１月 31 日までの間であること。 ５　リース契約による場合は、次の要件を全て満たしていること。 (1)　リース契約等の期間が５年以上であること。 (2)　リース料金等から補助金相当額が還元されること。

(4) 令和７年度補助対象期間

1) 電気自動車又は燃料電池自動車：自動車検査証の初度登録年月が次の期間内であること。

令和７年２月から令和８年１月まで

2) 充電設備（集合住宅）：機器等に係る領収証等に記載された領収日が次の期間内であること。

令和７年２月１日から令和８年１月 31 日まで

(5) 補助対象者

①～④の全ての要件を満たす者とします。

① 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

表 2 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

<table>
<tr><th>補助対象機器の種類</th><th>補助対象者の要件</th></tr>
<tr><td>電気自動車・
燃料電池自動車
（新車のみ）</td><td>電気自動車・燃料電池自動車を導入し自動車検査証の記載が次の全ての要件を満たす個人・事業者。
(1) 自動車検査証に記載の使用者の住所が市内であること。
(2) 自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。
ただし、次の表の左欄に掲げる場合については、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。
<table>
<tr><th>自動車検査証
導入の区分</th><th>所有者の氏名又は名称</th><th>使用者の氏名又は名称</th></tr>
<tr><td>所有権留保付ローンによる購入の場合</td><td>自動車販売会社又はローン会社等</td><td>導入者</td></tr>
<tr><td>リース契約等の場合（共同申請）</td><td>リース事業者等（共同申請事業者）</td><td>導入者（リース契約等による提供先）</td></tr>
<tr><td>〈事業者のみ〉
役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合</td><td>導入者</td><td>法人の役員又は従業員等</td></tr>
</table>
※自動車を販売する業を営む市内事業者（共同申請者とならないリース事業者等を含む）は、補助金の交付の申請をすることができない。</td></tr>
<tr><td>充電設備
（既設の集合住宅のみ）</td><td>次のいずれかの者
(1) 市内における賃貸集合住宅の所有者
(2) 市内における分譲集合住宅の管理組合
(3) 前（1）、（2）号に規定する集合住宅に係る導入場所の管理・使用の権限を有する者
(4) 前（1）、（2）、（3）号に規定する者から許諾を受け、充電設備を導入し、所有するリース事業者</td></tr>
</table>

② 堺市税（個人府民税及び森林環境税を含む）を滞納していないこと。

③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

④ 同じ導入場所（電気自動車・燃料電池自動車にあっては自動車検査証の使用の本拠の位置）への同じ種類の補助対象機器等の導入に係る補助金申請はできません。なお、地番が相違する場合でも同じ事業者における同じ敷地内での導入とみなせる場合は同じ導入場所とみなします。

(6) 補助対象経費と補助金額

表 3　補助対象経費と補助金額

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
電気自動車	車両に係る経費	一律４万円
燃料電池自動車	車両に係る経費	一律 20 万円
充電設備 （既設の集合住宅のみ）	設備費 ただし、10 万円以上（２基以上の導入の場合はその合計額とする）の場合に限る。 ※工事費その他の費用は補助対象外。	20 万円又は設備費の合計額（国等の補助を受けた場合は、国等の補助金を除いた額）の２分の１の低い方の額。

備考　１　補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　なお、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費から除くものとする。

・事務経費

・消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額

３　値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。

４　国等の補助金との併用は可能。

３．　事業スケジュール

(1) 交付申請受付期間

令和７年６月 24 日（火）～　令和８年２月 13 日（金）必着

(2) 補助金交付請求書提出期限

令和８年４月７日（火）必着

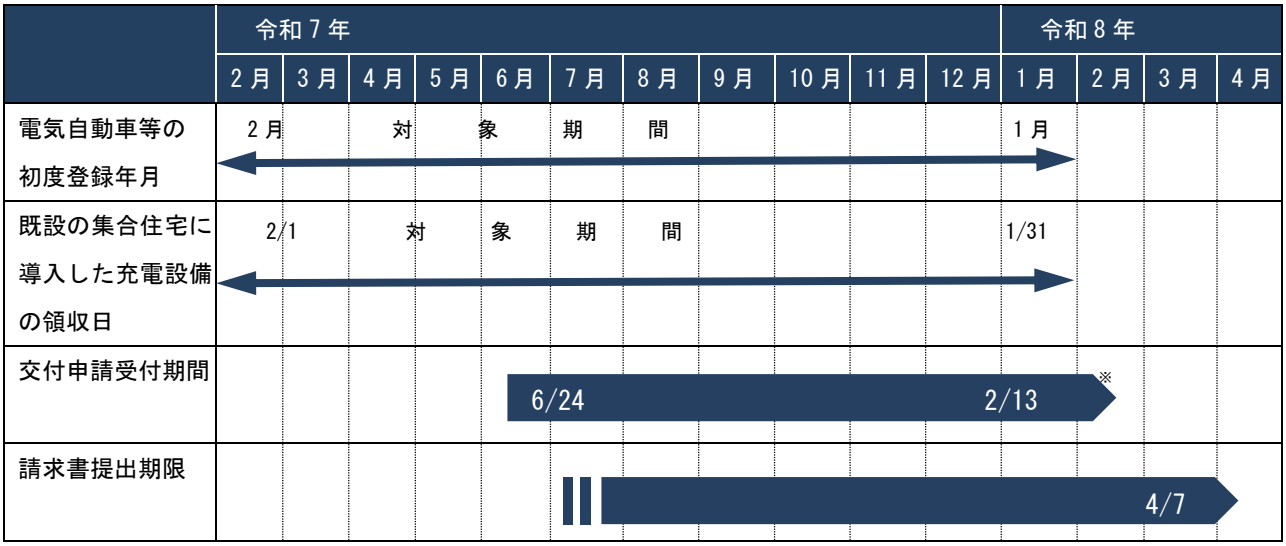

（注）申請は先着順で受付し、堺市スマートハウス化支援事業補助金、堺市電気自動車等導入支援事業補助金、堺市 ZEH 支援事業補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

４．　申請手続き等の流れ

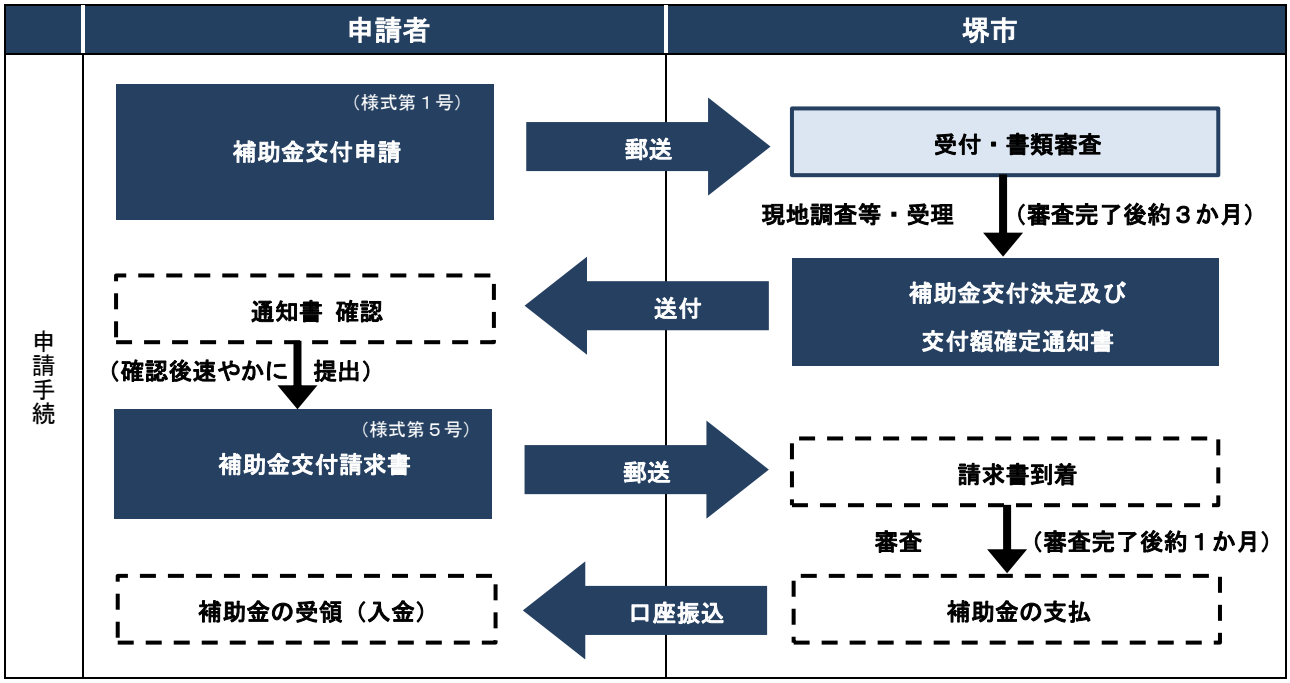

※個人情報保護のため審査の進捗等に係るお問い合わせには対応できません。

５．　その他 導入にあたって

⑴　本補助金の交付を受けた方及び使用者は以下の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

・電気自動車及び燃料電池自動車：初度登録年月の翌月から起算して 4 年

・充電設備：5 年

⑵　補助対象機器を導入する前に要件の適合の可否等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は、次の時間はご遠慮ください。

正午から 12 時 45 分まで（昼休憩時間のため）、17 時以降

⑶　申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

⑷　機器が低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を購入する際には、販売業者や施工業者などとよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。

⑸　執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。

※堺市が営業行為等を行うことは、一切ありません。

⑹　堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。本事業に係る機器等導入工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

６．　申請の方法

(1) 提出先

〒590-0078
堺市堺区南瓦町３番１号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
環境エネルギー課

(2) 受付方法

書留郵便等、到達日が確認できる方法で提出してください。

なお、書留郵便等の到達日が堺市役所の休日に当たる場合は、その翌日を提出日とします。

※郵便料金に不足がないか、必ずご確認ください。不足が生じた場合は受け取ることができません。予めご了承ください。

(3) 申請受付期間

令和７年６月 24 日（火）～令和８年２月 13 日（金）必着

※申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

(4) 手続代行者

補助金の交付申請、申請の取下げについて、手続きを申請者に代わり第三者（手続代行者）が代行することができます（委任状は不要です。）。

※代行によるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

※手続代行者による申請の場合も、最終的に申請者本人が申請内容を必ず確認してから申請していただきますようお願いします。

７．　申請様式の入手方法

堺市ホームページから申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

【堺市ホームページ】

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。

（https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html）

堺市　スマートハウス補助金	検索

８．　申請書類

申請者によって提出書類が異なります。

補助対象機器等の**導入完了後**に下記のフローに従って、必要な申請書類をご提出ください。

自動車販売店や工事施工会社等に必要書類を事前にお伝えすることをお勧めします。

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

申請書類　早見フロー

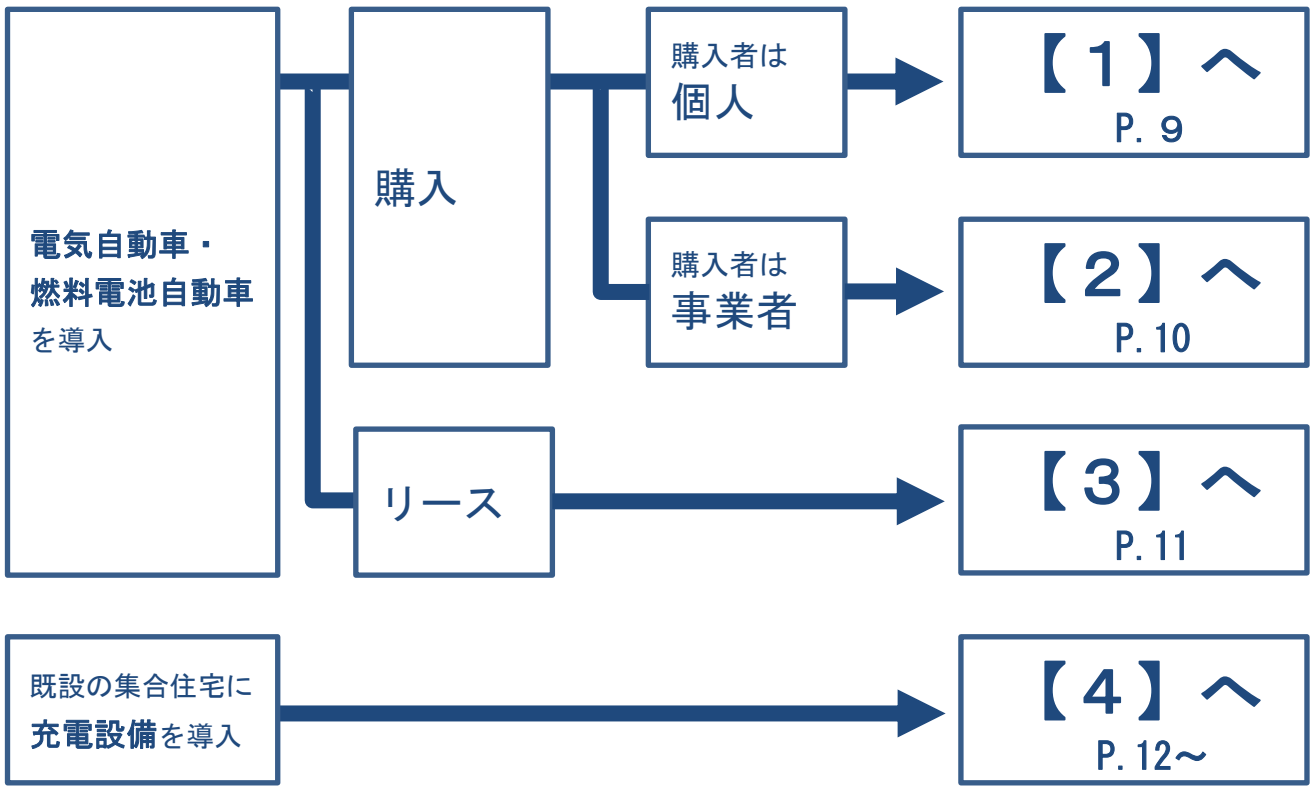

申請書作成にかかる留意事項

【記入方法】

- 様式のデータにパソコン等で文字入力してください。
- 申請者欄はパソコン等による文字入力等が困難な場合には、**申請者が氏名を記入（自署）**してください。
- 様式第１号は**押印不要です。**パソコン等での**氏名の記載のみ（記名）で可**。
- 添付書類の**堺市税の納税状況調査に係る同意書のみ、自署又は記名押印が必須**です。
- 手書きで記入する場合、消えるボールペンは使用しないでください。

【訂正方法】

- 記名の場合：修正液による訂正や二重線による訂正はできません。
  新しい申請書で作成し直してください。
  自署の場合：二重線で消して訂正し、その上に氏名を自署してください。

【印刷】

- 全てＡ４片面で印刷してください。（両面印刷は不可）

【提出】

- 手書きの書面は、必ず、原本を提出してください。コピーの提出は受理できません。
- 提出された書類は一切返却しません。

【その他】

- 様式第１号は４種類ありますので、必ず様式左上の「〇〇用」をご確認ください。
  また、下欄の「誓約事項及び同意事項」の各項目に同意のチェック☑をしてください。

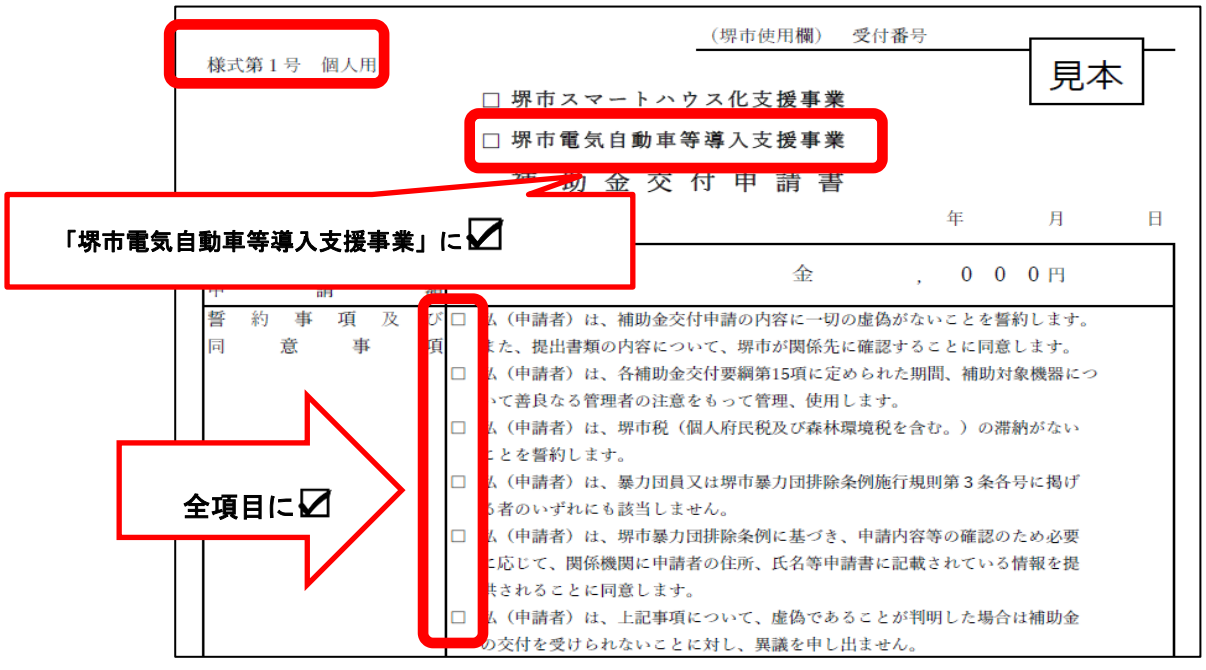

【１】電気自動車・燃料電池自動車を購入した**個人**

（電気自動車等を購入した事業者は【２】、電気自動車等のリース契約は【３】、充電設備は【４】の表をご確認ください。）

※8 ページの注意事項もご確認ください。

表 4-1　必要書類

書　　類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書 （様式第１号）	様式第１号　個人用 ※様式の左上を確認すること。 ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること。 ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること。	○
補助対象事業の内容（様式第２号）		○
堺市税の納税状況調査に係る同意書（様式あり）	**申請者本人の自署又は記名押印が必須。シャチハタ不可。**	○
車両代金の支払い又は支払い手続きの完了を確認する書類 （例） ・申請者宛の領収書の写し ・申請者が契約者となっているローン等の契約書の写し	〈領収書〉 販売店等が口座振込を記載した領収等証明書（様式有り）の写しで代用可。 〈ローン等の契約書〉 申込書は不可、契約書が必要。 販売事業者からローン会社に発行された領収書の写しで代用可（申請者と購入した車両代金の領収額がわかるもの。）。 ※車両代金の全額分に相当する書類が複数枚に分かれる場合は、複数枚の書類を提出。	○
補助対象経費が分かる注文書、契約書等の写し	車両本体価格、下取り、値引き等の明細があり、内訳がわかるもの。	○
申請車両を確認する書類（以下の両方が必要） (1) 自動車検査証の写し (2) 自動車検査証記録事項の写し	新規登録時から申請までの期間に車両番号など記載事項の変更があった場合は、経緯のわかる書類（新規登録時の自動車検査証又は自動車検査証記録事項など）も必要。	○

【２】電気自動車・燃料電池自動車を購入した**事業者**

（個人の場合は【１】を、リース契約の場合は【３】の表をご確認ください。）

※8 ページの注意事項もご確認ください。

表 4-2　必要書類

書　　類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第１号）	様式第１号　個人以外用 ※様式の左上を確認すること。 ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること。 ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること。	○
補助対象事業の内容（様式第２号）		○
堺市税の納税状況調査に係る同意書（様式あり）	**申請者本人の自署又は記名押印が必須。シャチハタ不可。**	○
車両代金の支払い又は支払い手続きの完了を確認する書類 （例） ・申請者宛の領収書の写し ・申請者が契約者となっているローン等の契約書の写し	〈領収書〉 販売店等が口座振込を記載した領収等証明書（様式有り）の写しで代用可。 〈ローン等の契約書〉 申込書は不可、契約書が必要。 販売事業者からローン会社に発行された領収書の写しで代用可（申請者と購入した車両代金の領収額がわかるもの。）。 ※車両代金の全額分に相当する書類が複数枚に分かれる場合は、複数枚の書類を提出。	○
補助対象経費が分かる注文書、契約書等の写し	車両本体価格、下取り、値引き等の明細があり、内訳がわかるもの。	○
申請車両を確認する書類（以下の両方が必要） (1) 自動車検査証の写し (2) 自動車検査証記録事項の写し	新規登録時から申請までの期間に車両番号など記載事項の変更があった場合は、経緯のわかる書類（新規登録時の自動車検査証又は自動車検査証記録事項など）も必要。	○
役員情報届出書（様式第３号）	本市共通様式のため、記載事項は変更不可。 ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。	○
役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合のみ必要 (1) 自動車保管場所証明書の写し (2) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書（任意様式あり） (3) 役員又は従業員等であることが分かるもの	※役員の場合は役員情報届出書（様式第３号）で代用可。	△

【３】電気自動車・燃料電池自動車のリース契約

※8 ページの注意事項もご確認ください。　※網掛けは共同申請者の提出書類です。

表 4-3　必要書類

書　　類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書 （様式第１号　共同申請用）	様式第１号　共同申請用（申請者が個人）又は。 様式第１号　共同申請用（申請者が個人以外）。 ※様式の左上を確認すること。 ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること。 ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること。	○
補助対象事業の内容（様式第２号）		○
堺市税の納税状況調査に係る同意書（様式あり）	**申請者本人の自署又は記名押印が必須。シャチハタ不可。**	○
使用者が事業者の場合のみ必要 役員情報届出書（様式第３号）	本市共通様式のため、記載事項は変更不可。 ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。	△
車両代金の支払い又は支払い手続きの完了を確認する書類 （例）販売業者に対する支払が分かる領収書等	〈領収書〉 販売店等が口座振込を記載した領収等証明書（様式有り）の写しで代用可。 〈ローン等の契約書〉 申込書は不可、契約書が必要。 販売事業者からローン会社に発行された領収書の写しで代用可（申請者と購入した車両代金の領収額がわかるもの。）。 ※車両代金の全額分に相当する書類が複数枚に分かれる場合は、複数枚の書類を提出。	○
申請車両を確認する書類（以下の両方が必要） (1) 自動車検査証の写し (2) 自動車検査証記録事項の写し	新規登録時から申請までの期間に車両番号など記載事項の変更があった場合は、経緯のわかる書類（新規登録時の自動車検査証又は自動車検査証記録事項など）も必要。	○
【共同申請者の必要書類】 (1) リース契約書等の写し（リース契約等の期間が４年以上であることが分かるもの） (2) リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの） (3) 役員情報届出書（様式第３号） (4) 堺市税の納税状況調査に係る同意書	※転リースの場合は中間リース会社も同様の書類が必要。 (3) 本市共通様式のため、記載事項は変更不可。 ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。	○
申請者が事業者で、役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合のみ必要 (1) 自動車保管場所証明書の写し (2) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書　（任意様式あり） (3) 役員又は従業員等であることが分かるもの	(3) 役員の場合は役員情報届出書（様式第３号）で代用可。	△

【４】既設の集合住宅に**充電設備**を導入

※8 ページの注意事項もご確認ください。　※網掛けは共同申請者の提出書類です。

表 4-4　必要書類

書　　類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書 （様式第１号）	申請者・設置方法によって様式が異なるため、 様式の左上を確認し、該当の様式に記載すること。 ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること。 ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること。	○
補助対象事業の内容（様式第２号）		○
堺市税の納税状況調査に係る同意書（様式あり）	**申請者本人の自署又は記名押印が必須。シャチハタ不可。** **※リースの場合は、申請者・リース事業者の両者の提出が必要。**	○
領収書等の写し	販売店等が口座振込･ローン等を記載した領収等証明書（様式有り）の写しで代用可。 ※リース契約等の場合は、販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出。 ※代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出。	○
補助対象経費が分かる契約書等の写し	充電設備に係る設備費、値引き等の明細があり、内訳が分かるもの。	○
保証書又は設備本体の導入が分かるカラー写真	以下のうち１つを選択し、その書類の写し。 (1) 保証書等の写し（住所・氏名・購入日［保証開始日］・型番［型式その他］が確認できるもの。）。 (2) 設備外観のカラー写真及び型番［型式その他］が鮮明に撮影されたカラー写真。	○
国等の補助金交付の有無が分かる書類 (1) 国等の補助金の交付を受けている場合 補助金の額の確定通知書の写し (2) 国等の補助金の交付を受けていない場合 その旨の誓約書（様式あり）	該当の場合にあわせて(1)または(2)を提出する。	○

（次ページにつづく）

書　　類		具体的事項	必須
法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	代表者・管理者として選任されたことが分かる書類 (1) 管理組合の場合 総会議事録等の写し (2) 管理組合でない場合 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類	該当の場合にあわせて(1)または(2)を提出する。 (1) 現在の管理組合の代表者として、選定されていることが分かるもの。 (2) 集合住宅のオーナ等一の場合は、そのことが分かる書類。 ※その他の場合は、管理者として選任されたことが分かる書類等。	○
	充電設備設置の合意に関する書類 （例） ・充電設備設置に係る住民総会での決議を証する書類（議事録等） ・充電設備設置に係る理事会で合意されたことを証する書類		○
法人であるマンション管理会社等が申請する場合	(1) 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 (2) 役員情報届出書（様式第３号）	(1) 当該集合住宅に係る管理委託契約書の写し等、導入場所に係る管理・使用の権限が分かること。 (2) 本市共通様式のため、記載事項は変更不可。 ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	○
リース契約等の場合のみ必要 【共同申請者の必要書類】 (1) リース契約書等の写し（リース契約等の期間が５年以上であることが分かるもの） (2) リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの） (3) 役員情報届出書（様式第３号）		※転リースの場合は中間リース会社も同様の書類が必要 (3) 本市共通様式のため、記載事項は変更不可。 ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	△